

大阪高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 賃料債権配当処分取消及び不当利得返還請求控訴事件

国側当事者・国

令和4年7月8日棄却・確定

(第一審・大阪地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年9月1日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分(順号2021-18))

判 決

控訴人(1審原告)	X
被控訴人(1審被告)	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	大阪国税局長 吉井 浩
同指定代理人	別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件を大阪地方裁判所に差し戻す。

第2 事案の概要(以下、略語は特記しない限り原判決の例による。)

1 事案の要旨

(1) 本件は、①処分行政庁が、控訴人の滞納国税を徴収するため、控訴人の第三者に対する賃料債権(1か月分17万8048円)を差し押さえ、その後取立てを行い、給付を受けた金銭の全額を滞納国税に配当する旨の処分(本件配当処分)をしたところ、控訴人が、上記滞納国税の徴収権は時効により消滅しているから本件配当処分は違法であるなどと主張して、②本件配当処分の取消しを求めるとともに(原審請求の趣旨1)、③本件配当処分が違法であることを前提に、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件配当処分によって滞納国税に配当された640万9728円(36か月分)の一部である142万4384円(8か月分)及びこれに対する訴状送達の日(令和3年1月15日)の翌日から支払済みまで国税通則法(通則法)所定の還付加算金の割合と同割合の年7.3%の割合による遅延損害金の支払を求め(原審請求の趣旨2)、さらに④大阪国税局徴収職員が、控訴人の滞納国税を徴収するため、控訴人の第三者に対する賃料債権を差し押さえ、その後取立てを行ったところ、控訴人が、⑤主位的には、上記滞納国税は、差押解除通知書により消滅していると主張して、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、上記賃料債権の差押えに基づ

いて被控訴人が取り立てた平成25年12月分から平成27年12月分までの賃料債権445万1200円(25か月分)の一部である142万4384円(8か月分)及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和3年1月15日から支払済みまで通則法所定の還付加算金の割合と同割合の年7.3%の割合による遅延損害金の支払を求め(原審請求の趣旨3(1))、④予備的に、上記賃料債権の差押えに基づいて平成16年7月分から平成27年12月分までの賃料債権(138か月分)を取り立てておきながら、うち71万2192円(4か月分)について上記滞納国税への充当を怠っていると主張して、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、71万2192円及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和3年1月15日から支払済みまで通則法所定の還付加算金の割合と同割合の年7.3%の割合による遅延損害金の支払を求める(原審請求の趣旨3(2))事案である。

(2) 原審は、原審請求の趣旨1に係る訴えは不適法であるとして却下し、控訴人のその余の請求はいずれも理由がないとして棄却した。

控訴人は、原審の判決の手續が法律に違反するなどと主張して、本件控訴を提起し、本件を大阪地方裁判所に差し戻すことを求めた。

2 関係法令等の定め、前提事実(争いのない事実、顕著な事実並びに証拠(書証のうち枝番のあるものは、特に断らない限り、全枝番を含む。以下同じ。)及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)、争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、後記3に当審における控訴人の主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「1 関連法令等の定め」、「2 前提事実」、「3 争点」及び「4 争点に関する当事者の主張の要旨」(原判決3頁4行目から15頁18行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の主張

控訴人は、原審請求の趣旨1に係る請求において、本件配当処分の主体を被控訴人としていたのに、原審は、これを故意に当事者適格のない大阪国税局長に変更した上で、当事者適格がないことを理由に同請求に係る訴えを却下した。

これは、判決の手續が法律に違反したものであるから、原判決は取り消さなければならない(民事訴訟法306条)。

第3 当裁判所の判断

1 控訴人は、当審において前記第2、3のとおり、原審の判決の手續が法律に違反していると主張する。

しかし、原審が原審請求の趣旨1に係る請求において、本件配当処分の主体を大阪国税局長としたのは、そのことが法律上明らかであることから、控訴人の主張を善解したものと認められる。また、原審が同請求に係る訴えを不適法であるとして却下したのは、同請求に係る訴えが審査請求についての裁決を経た後でなければ提起できないとされ、さらに配当処分に係る審査請求は換価代金等の交付期日までにしなければならないとされているのに、本件審査請求は上記不服申立期間が経過した後にされた不適法なものであり、本件について、審査請求についての裁決を経ずに訴えを提起できる場合に該当するような事情も見当たらないので、不適法な審査請求についてこれを却下する旨の裁決がされた場合に不服申立前置を遵守したとはいえない以上、本件においては不服申立前置の遵守を欠くと判断したことを理由とするものであって、当事者適格を欠くからではなく、本件配当処分の主体を大阪国税局長としたこととは関係がない。

したがって、控訴人の上記主張を採用することはできず、他に原審の判決の手續に法律に違反する点も認められない。

- 2 そして、当裁判所も、控訴人の訴えのうち、令和元年8月9日付け配当計算書記載の配当処分（本件配当処分）の取消しを求める部分は、不適法であるから却下し、その余の請求はいずれも理由がないからこれらをいずれも棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」（原判決15頁20行目から21頁13行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 3 よって、本件控訴には理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 本多 久美子

裁判官 小堀 悟

裁判官 大森 直哉



(別紙)

指定代理人目録

金友有理子、井上裕貴、小泉雄寛、美馬本進、原口真澄、永濱雅幸

以上